

国土交通省のパブリックコメントへの意見提出の呼びかけ

沖縄の気候風土適応住宅推進連絡会議一同

会長 西里幸二

現在（2018年12月7日～2019年1月5日）、国土交通省は建築物の省エネルギー対策についてのパブリックコメントを募集しています。

今回のパブリックコメントは、今後の国の建築物省エネルギー対策に関わる政策の重要な局面での意見募集です。建築物の省エネルギー政策は今後の沖縄県内の建築のあり方に重要な影響を及ぼすことが予想されます。

沖縄県内で建築に関わる皆さま、建築に関心を持つ皆さまから多くの意見提出が行われることが望まれます。さらに周囲の皆さんへも状況をお伝えいただきますようお願い致します。

意見提出にあたっては、以下のキーワードでウェブサイトを検索いただき、「意見提出フォーム」のウェブページに直接コメントを入力する方法があります。他に郵送、メール送信などの方法も「意見募集要項」に記載されています。

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」および「パブリックコメント」で“e-Gov”（電子政府の総合窓口）の該当ページを確認してください。
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180734&Mode=0>

国土交通省の報告書案の概要（参考）

国土交通省がパブリックコメントを求めている内容です。詳しくは上記のウェブページ上に現時点の報告書案があります。この「第二次報告案」を読んだ上でコメントを記すこととなります。

「第二次報告案」の省エネ基準の運用に関わる重要な部分を紹介します。詳しくは資料自体をお読みください

- ・大規模中規模建築物（住宅以外）は建築物省エネ法の基準（省エネ基準）を義務付ける。
- ・大規模中規模の住宅は届出を義務づける。
- ・小規模の住宅・建築物（延べ面積 300 m²未満）においては今のところ省エネ基準の義務付けを行わない。
- ・小規模の住宅・建築物については、「省エネ基準への適否等」を建築士から建築主への説明を義務付ける制度を創設する。

沖縄の気候風土適応住宅推進連絡会議の取り組み（参考）

本「推進連絡会議」は 2017 年 12 月、建築物省エネ法の沖縄県内での適用に関わる諸課題に対応するために設立されました。以下の三団体に属する役員・幹事を中心に三団体と連携して運営しています。

公益社団法人 沖縄県建築士会

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会

公益社団法人 日本建築家協会沖縄支部

「推進連絡会議」の活動の中で、建築物省エネ法の省エネ基準について、沖縄の気候風土と状況に照らして課題・疑問として上げられた点を以下に示します。

これらの課題・疑問を参考にさせていただきたいと考えますが、もちろん個人々人のご意見を誘導・強制するものではありません。

現行の省エネ基準（建築物省エネ法）の小規模住宅への適用に対して沖縄の建築設計者が危惧する課題や疑問は以下のものがあげられました。

- ①沖縄の気候に対応したこれまでの建築の工夫や蓄積が生かされないのではないか。
- ②省エネ基準は「外皮」により内外を区分するものとして建築を扱っているが、この考え方は沖縄の建築設計の実態とあるべき姿に一致しないのではないか。
- ③断熱性能の向上を中心とした基準となっており、遮熱による暑さ対策が評価されないのではないか。
- ④自然風の利用を適切に評価していないのではないか。
- ⑤沖縄の湿度に関わる課題に対応しておらず、問題が起きるのではないか。
- ⑥設備に依存する生活が進行するのではないか。
- ⑦閉鎖的な住宅が増加し、社会的環境が変化するのではないか。
- ⑧開口部を小さくすることなどにより町並み景観が変化するのではないか。
- ⑨住宅の建設費が高騰し、市民生活に影響するのではないか。
- ⑩設計・審査が遅延し市民生活と県経済に影響するのではないか。

また、公益社団法人日本建築士会連合会は、那覇市内の建築物を設計した設計者に省エネ基準についてのアンケート調査を 2018 年に実施しましたが。その内容（2018 年度建築士会全国大会、於さいたま市、で発表されたもの）を別紙資料としていますのでご参照ください。